

月例給 3%超引き上げは 34 年ぶり、ボーナス 0.05 月分引き上げ！—2025 年人事院勧告—

人事院(ジンジン)とは？

国家公務員法に基づき、人事管理、特に給与に関する勧告を行なう内閣の所轄の下に設けられた第三者機関です。公務員は、労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）が制約されているため、その代償措置として①人事行政、②法令の制定・改廃への意見提出、③国家公務員の給与勤務等への勧告権限を持っています。



人事院勧告(ジンカン)とは？

人事院が国家公務員の給与等勤務条件を改善するために行なわれ、民間企業の給与水準と均衡を図ることを目的として国会と内閣に対して少なくとも年に一度行なう勧告のことです。28 万人の国家公務員に直接影響し、900 万人以上の労働者に波及効果をもたらし、地域経済にも大きな影響を及ぼします。



人事院は、8 月 7 日に政府と国会に対して国家公務員の給与について月例給 3.62%、ボーナス 0.05 月分の引き上げを勧告しました。2004 年の法人化後も熊大教職員の給与決定に人事院勧告が影響を与えてきたことから、このニュースでは勧告の主な内容を紹介しします。なお、組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載する『国公労新聞（2025 年人勧特集号）』をお届けします。

みなさんの賃金はじめ労働条件を改善するためには、熊大使用者（学長）と交渉して協議する必要があります。その交渉権は、憲法や労働組合法により「労働組合」に保障された権利(団体交渉権)です。労働条件を改善するためには、熊大教職員が強く団結し、その大きな声を学長に届けることが重要です。

現在、組合に加入されていない皆様も、この機会にぜひご加入いただき、働きやすい職場への改善を共に求めていきましょう。組合加入等のお問い合わせは、ニュース文末の組合事務所の連絡先にご連絡ください。

2025 年人事院勧告【給与勧告のポイント】

月例給 官民格差：15,014 円(3.62%) 【2025 年 4 月実施】

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】242,000 円(+5.2%[+12,000 円])

【一般職】(大卒)232,000 円(+5.5%[+12,000 円]) (高卒)200,300 円(+6.5%[+12,300 円])

・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1 級[係員]5.2%、2 級[主任等]4.2%、全体 3.3%

ボーナス 年間 4.60 月分 → 4.65 月分(+0.05 月分) 【2025 年 4 月実施】

・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 7 年度 期末手当	1.25 月(支給済み)	1.275 月(現行1.25 月)
勤勉手当	1.05 月(支給済み)	1.075 月(現行1.05 月)
8 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

■職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法のほか、②昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止
【①は 2025 年の官民給与比較から実施、②は 2026 年 4 月実施】

■その他の主な給与制度の見直し

通勤手当 【①(1)及び(3)は 2026 年 4 月実施、①(2)は 2025 年 4 月実施、②は 2026 年 10 月実施】

① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し

(1)「100 km 以上」を上限とする新たな距離区分(5 km 刻み)を新設(上限 66,400 円)(現行は「60km 以上」)

(2) 現行の距離区分についても、200 円から 7,100 円までの幅で引上げ

(3) 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 【2026 年 4 月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当 【2025 年 4 月実施】

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直：+300 円 医師当直：+1,500 円)

地域手当 【2026 年 4 月実施】

給与制度のアップデート(2025 年 4 月～)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、2026 年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 【2026 年 4 月実施】

・官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算

・研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

	熊本大学教職員組合	
	No. 3 2025. 8. 21	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/